

中部学生バドミントン連盟規約

第1章 名称組織及び本部

- 第1条 本連盟は、中部学生バドミントン連盟と称する。
- 第2条 本連盟は、中部学生バドミントン連盟(以下中部学連と称する)全加盟校を以って組織する。
- 第3条 本連盟は、本部を中部学連委員長宅に置く。
- 第4条 本連盟は、全日本学生バドミントン競技団体として、(公財)日本バドミントン協会に加盟する。

第2章 目的

- 第5条 本連盟は、中部地区における学生バドミントン競技を総括代表し、それを通じて学生の体位の向上を図り、運動精神の培養を期し、学生相互の連絡融和を図り、以って日本学生のバドミントン競技を向上発展せしめることを目的とする。

第3章 中部学連の組織及び資格

- 第6条 本連盟は、必要に応じて地区学連支部を設けることができ、その名称は地名を挟んで中部学生バドミントン連盟何々支部とする。但しこの設置については地区学連の承認を必要とし、地区学連はその旨を直ちに本部へ届け出なければならない。
- 第7条 本連盟は、各支部学生バドミントン連盟競技総括代表として学連の名称は、冒頭に地区名を冠して中部学生バドミントン連盟東海支部、中部学生バドミントン連盟北信越支部とする。
- 第8条 本学連及び本学連支部の規約に関しては、各地区学連に於いてこれを定め、本部の承認を必要とする。
- 第9条 各学連の地区割は、次の県別とする。
- 北海道地区学連-北海道全域
 - 東北地区学連-青森、岩手、宮城、山形、秋田、福島
 - 関東地区学連-東京、神奈川、茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、山梨
 - 中部地区学連-新潟、長野、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重
 - 北信越支部-新潟、長野、富山、石川、福井
 - 東海支部-静岡、愛知、岐阜、三重
 - 関西地区学連-京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀
 - 中・四国地区学連-鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 - 九州地区学連-福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- 第10条 各地区学連に加入できる団体は、文部科学省令による大学及び短期大学(以下大学と称する)、但し、通信課程の学生を除くものとする。

第4章 役員

第11条 本連盟には、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名以内
3. 委 員 長 1名
4. 副委員長 2名
5. 常任委員 若干名
6. 委 員 若干名
7. 会 計 1名
8. 会計監査 1名

第12条 会長は、役員総会において推薦し、本連盟を代表して、会務を総理する。

第13条 副会長は、役員総会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第14条 委員長は、常任委員が互選し、役員総会の承認を得て本連盟を総括する。

第15条 副委員長は、委員長の決定後に常任委員が互選し、委員長を補佐する。委員長事故ある時は、副委員長がこれを代行する。但し委員長の所属する大学より副委員長を選出することはできない。

第16条 副委員長事故ある時は、当該者所属地区の常任委員が、常任委員会の承認を得ればその職務を代行することができる。

第17条 本連盟の会計及び会計監査は、本部所在地学連より常任委員が互選する。

第18条 常任委員は、次の如く置く。

- 本学連委員長 1名
- 本部所在地 若干名
- その他地区 若干名

常任委員は、本連盟の常務を掌握し、本部と本学連の連務にあたる。本部常任委員は、委員長を補佐し、本部の諸努を担当する。次期大会開催地区の常任委員は、次期大会に関する庶務及び常任委員会を担当する。

第19条 委員は、各加盟大学において1名推薦する。

第20条 委員長及び副委員長の選出された大学は、直ちに欠員を補充する。

第21条 (公財)日本バドミントン協会の理事、代議員及び専門委員となる代表は、常任委員会において委員長・副委員長・常任委員及び委員の中から推薦する。委員が推薦された場合は、常任委員としての資格が与えられるものとする。

第22条 役員の任期満了に於いては、その後任者の就任するまで、前任者においてその職務を行うものとする。

第23条 役員の任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。

第24条 本連盟は必要に応じて常任委員会の義を経て、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

第5章 会議

第25条 本連盟には、次の機関を置く。

1. 役員総会
2. 常任委員会
3. 各地区委員長会議

第26条 役員総会は、会長・副会長・委員長・副委員長・常任委員・委員を以って構成し、次の事項を審議し、加盟大学相互の親睦を図る。

1. 事業並び収支決算報告
2. 予算編成並び事業計画
3. 規約の変更
4. その他

第27条 役員総会(定例及び臨時)は、会長がこれを招集する。

第28条 役員総会は、議決権を有する役員 $\frac{3}{10}$ をもって成立する。

第29条 役員総会は、本連盟の最高議決機関であり、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の要求ある時開かねばならない。

第30条 常任委員会は、委員長・副委員長・会計・会計監査を以って構成し、本連盟の事業運営の任にあたる。

第31条 各地区委員長会議は、委員長・副委員長・会計・会計監査及びそれに準ず者を以って構成する。

第32条 各地区委員長会議は、本部または各支部の要請に基づいて委員長がこれを招集し、第26条の第1項より第4項に該当する諸要件を審議する。当会議の決議事項(規約改正を除く)は、当連盟の目的達成の最高指針とする。

第33条 統べての議決は、過半数の同意を要する。

第34条 統べての会議に於ける委員の代理は、これを認める。この場合は、該当委員の委任状を要する。

第6章 事業

第35条 本連盟は、第5条の目的を達成するため、次の行事を行う。

1. 全日本学生バドミントン選手権大会
2. 全日本学生ミックスダブルスバドミントン選手権大会
3. 西日本学生バドミントン選手権大会
4. 中部学生バドミントン選手権大会
5. その他本連盟の目的達成に必要な行事

第36条 各地区学連内の行事に関しては、当該支部学連の責任者が、直ちにその結果を本部に連絡せねばならない。

第7章 登録

- 第37条 本学連は、毎年年度当初に、本部の定めるところの用紙にて、本学連加盟各大学名簿及び学連加盟申請書を調製し、本部に連絡しなければならない。名簿には、大学名・所在地・委員住所・氏名・性別・年齢・学年・入学年度等が記入されていなければならない。
- 第38条 登録単位においては、大学の独立した部活動を1単位とする。
- 第39条 登録後に異動がある場合、当該地区学連は、遅滞なく本部に届け出ねばならない。
- 第40条 但し、男女ある場合は、別個の登録単位とする。
- 第41条 本学連に登録した大学及び個人は、必ず全日本学生バドミントン連盟に登録せねばならない。
- 第42条 本連盟への登録年数は、加盟校に入学した入学年度から継続した4年間(短大は2年間、医学部は6年間)とする。
- 第43条 但し、一旦 大学を中退し同大学へ再入学、または他大学へ編入、入学した場合は、常任委員会、委員長会議に於いて当該登録選手を調査審議の上、これを決定する。
- 第44条 本連盟の主催及び主管する大会は、日本国で出生し引き続き国内に居住している者とする。
- 第45条 次の各項に該当する登録選手は、学生選手の資格に則り本連盟主催の競技に出場することができない。
1. 本連盟登録選手にして、一旦大学及び短大を卒業した者。但し、短大より同校上級大学へ編入する者に限り卒業として取り扱わない(残り年数は2年とする)
 2. いかなる理由によらず停学謹慎中の者
 3. 聴講生・研究生・通信課程生・大学院生
- 第46条 本連盟主催大会においては、留学生の出場について次の様に規定する。
1. 個人戦に関しては、規制を設けない。
 2. 団体戦に関しては、一試合につき一人のみ認める。
(メンバー登録の人数制限はしない)

第8章 経費及び会計

- 第47条 本連盟の経費は、連盟寄付金、その他適当な収入を以って支弁する。
- 第48条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日を以って終了する。
- 第49条 本連盟の連盟会費は、1加盟単位につき年額9,000円とする。
- 第50条 連盟費は、各支部学連が一括して、登録と同時にこれを納めねばならない。

第9章 罰則

第51条 本連盟の定めたところの事項に反したる時は、本連盟及び該当支部学連に対する一切の権利を失う。但し、罰則を適応される時期は、登録年数からこの期間を差し引くものとする。

第52条 本連盟員で学生として本文に反したるものは、役員総会の審議により処罰する。

第10章 規約変更

第53条 規約変更は、常任委員会・委員長会議に於いて審議し、総会においてこれを承認する。但し、常任委員会・委員長会議に於ける決定事項に関しては、総会までの間暫定的に効力を持つこととする。

第11章 附則

第54条 1. この規約は、昭和41年4月1日より発効する。

第54条 2. この規約の一部改正は、平成2年4月1日より施行する。

第54条 3. この規約は、平成2年6月1日より施行する。

第54条 4. この規約の一部改正は、平成9年4月1日より施行する。

第54条 5. この規約の一部改正は、令和3年6月25日より施行する。